支援事業を紹介します

新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ

３つの保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、一定の基準に該当する人は、申請により次の保険料の減免が受けられる場合があります。

▼**対象の保険料**　国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

▼**申請期限**　３月31日（水）

減免の対象となるかどうかや、必要書類などの詳細については、市ホームページを確認するか各課へお問い合わせください。

■**問い合わせ先**　国民健康保険料…国保年金課国保保険料係（☎40-7045）／後期高齢者医療保険料…国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）／介護保険料…介護福祉課介護保険料係（☎40-7049）

国民健康保険傷病手当金の期間延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施している国保傷病手当金の支給対象期間を、３月31日まで延長します。

▼**対象者**　国民健康保険加入者のうち被用者として報酬を得ている人で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の感染の疑いがあり勤務できないことによって、給与の全部または一部が支払われなかった人

▼**支給対象期間**　令和２年１月１日～令和３年３月31日で、仕事ができなくなった日の４日目以後の期間

▼**支給額**　直近３カ月の給与収入合計／就労日数×２／３×支給対象日数(日額の上限額３万887円)

■**問い合わせ先**　国保年金課国保給付係（市役所１階、☎40-7047）

新型コロナウイルス感染症の相談・診療・検査体制

（令和２年12月11日現在）

発熱などの症状がある場合の相談・受診の流れ

【かかりつけ医がいる人】

まずは、かかりつけ医等に電話相談
○かかりつけ医等の医療機関が対応可能の場合…指定された時間に受診
○対応不可の場合…他の診療・検査医療機関を案内

【かかりつけ医がいない人】

県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター、☎0120-123-801、フリーダイヤル、24時間受け付け〈土・日曜日、祝日も含む〉）に電話相談

※弘前市医師会（☎32-2371、平日の午前９時～午後４時）でも相談できます。

【新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある人】

受診・相談センター（保健所）に電話相談
○最寄りの保健所…弘前保健所（☎33-8521、平日の午前８時30分～午後５時15分）

詳しくはこちらから
青森県　相談・受診の目安
検索

みんなの力であずましいまちづくり

市民参加型まちづくり１％システム

市では、まちづくりの基本的なルールを定めた「協働によるまちづくり基本条例」の考え方をもとに、市民の皆さんと一緒に、皆さんが主役となって活動するまちづくりを進めています。

その取り組みの一つとして、町会・NPO・ボランティア団体・学生などが、自分たちの地域を良くするために自主的に行うまちづくり活動を支援する「市民参加型まちづくり１％システム」という補助金制度があります。

本年度は、地域交流事業やまちのにぎわいを創出する事業、健康増進事業など、48事業に活用されています。それぞれの事業の詳細は市ホームページをご覧ください。

現在、来年度に実施する事業を募集中ですので、皆さんのアイデアや経験を生かした事業の提案をお待ちしています。制度内容や申請の出張相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※応募された事業は、審査会でのプレゼンテーションを経て、事業採択の可否を決定します。

▽**募集期限（１次募集）**　１月22日（金）

▽**事業実施期間**　４月１日～令和４年３月31日

※この制度に関する予算は、令和３年第１回市議会定例会で審議され、その可決をもって制度を実施します。

▽**対象事業**　原則、市内で実施される公益性のある事業で、住民や構成員が自ら行動して実施する継続性のある事業

▽**対象団体**　構成員が５人以上で、市内に事務所または事務局や活動拠点があり、組織の運営に関する定款・会則などが定められている団体（新たに組織する団体も対象）

▽**補助金額**　対象経費の90％以内の額（原則50万円を限度）

▽**申請方法**　所定の書類を市民協働課へ直接持参してください。

※制度の詳細や申請書類は、同課で配布するほか、市ホームページ（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/ichi-per/）に掲載しています。

【来年度の事業募集予定】

提案事業の募集は、３次募集まで予定しています。

◎**２次募集期間**　３月24日～４月23日（事業実施期間…７月１日～令和４年３月31日）

◎**３次募集期間**　７月１日～７月30日（事業実施期間…10月１日～令和４年３月31日）

□**問い合わせ・提出先**　市民協働課（市役所２階、☎40-7108、Eメールshiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）

まちづくり１％システム　で　検索

さまざまな活動に使われています！

弘前市市民活動保険制度

市では「協働によるまちづくり基本条例」に基づいて、市民のみなさんが安心して地域活動やボランティア活動を行うことができるように、事前の申し込みが不要の保険制度を実施しています。

▼**対象**　市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が行う活動に参加するボランティア、スタッフ

▼**補償内容**

○**傷害保険**…活動者自身が活動中に事故でけがをしたとき（事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る）＝2,000円～500万円

○**賠償責任保険**…活動者または活動団体の過失により、他人にけがをさせる、他人の物を壊すなどしてその人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合＝１事故最大２億円

▼**その他**　保険金の請求には、具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要です。

■**問い合わせ先**　市民協働課（☎40-7108）